

各 位

会 社 名 ラ オ ッ ク ス 株 式 会 社 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 羅 怡 文 (コード番号 8 2 0 2 東 証 第 2 部 ) 問合せ先 執行役員 若林孝太郎 (TEL 0 3 - 6 8 5 2 - 8 8 8 3 )

## 2019年12月期第2四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、2019年8月14日に企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 対象となる四半期報告書 2019 年 12 月期第 2 四半期報告書(自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 6 月 30 日)
- 延長前の提出期限
  2019年8月14日
- 延長が承認された場合の提出期限 2019年9月2日
- 4. 提出期限の延長を必要とする理由

2019 年8月13日付けの「2019年12月期第2四半期決算発表の延期のお知らせ」にて公表いたしましたとおり、過去の企業結合等の会計処理の一部に誤謬があることが判明いたしました。その具体的な内容は以下のとおりです。なお、影響額は、2019年12月期第2四半期連結累計期間末時点における累積的影響額(概算値)を示しており、今後の監査法人の追加監査等により変動する旨があることをご了承ください。

「評価対象不動産の償却資産、非償却資産按分の誤謬及びそれに伴う評価替償却資産減価償却額の誤謬」

- ①建物及び構築物の過少計上1,903百万円
- ②土地の過大計上 1,846 百万円
- ③減価償却費の過少計上 160 百万円

上記による利益(税効果及び非支配株主損益調整後)の過大計上100百万円

これを踏まえて、2018 年 12 月期第 2 四半期報告書、2018 年 12 月期第 3 四半期報告書、2018 年 12 月期有価証券報告書、2019 年 12 月期第 1 四半期報告書に係る過年度決算の訂正作業を行う必要があること及び RSM 清和監査法人による追加的な監査手続についても一定の時間を要することが見込まれます。このため、2019 年 12 月期第 2 四半期報告書に係るレビュー報告書の受領は、四半期報告書の法定提出期限に間に合わない見込みとなりました。以上により、当社は、2019 年 12 月期第 2 四半期報告書の提出期限

の延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することといたしました。

## 5. 今後の見通し

提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

以上